シリーズ	面白いほどよくわかる！調剤報酬 【令和6・7年度対応】【Newレイアウトver】
書籍名	vol.5 薬剤料編

訂正日	頁数	場所	訂正前	訂正後
R6.9.28	P.29	上段	『単位薬剤料：50点』を4回調剤した。	『単位薬剤料：40点』を4回調剤した。
R6.9.28	P.42	下段	『特定保険医療材料』としての保険請求する場合の注意点	『特定保険医療材料』として保険請求する場合の注意点
R6.9.28	P.49	上段	［具体例］：病院の個室等の差額ベッド代のイメージです。）	［具体例］：病院の個室等の差額ベッド代のイメージ
R6.9.28	P.57	中段	投与日数制限の定められている法令	投与日数制限の定められている法令等
R6.9.28	P.82	下段	（記載なしの青色背景部分）	5月2日が調剤日だと、内服をスタートが5月3日で、29日までが『投薬期間』⇒ 5/29が『投薬期間最終日』 この5/29の前後7日間が2回目の調剤可能な日。 ⇒ 5/23～6/6